

Q 6： 家畜を複数種類所有していてその他の欄に書ききれません。

A 6： 別紙に所有家畜の一覧を記載し、添付資料として提出してください。

Q 7： 山羊、めん羊、ミニブタなどいろいろな種類の家畜がいます。個々の種類の家畜頭数は少ないのですが、合計で 10 頭になります。小規模所有者の報告書で良いでしょうか？

A 7： 小規模所有者の報告書で結構です。ただし、飼養衛生管理状況等について家畜保健衛生所から問い合わせや追加資料の提供を依頼する場合がありますので、その時はご協力をお願いします。

Q 8： 対象家畜がいなくなりました。その場合は「0」と記入して報告するのですか。また、いないことを連絡した方がいいですか？

A 8： 報告書の提出は必要ありません。また、いないことの連絡も必要ありません。なお、対象家畜を所有しているにもかかわらず定期の報告書を提出しなかった場合は、罰則（10 万円以下の過料）規定もありますので毎年忘れずに提出してください。

表 1 報告の対象となる家畜と報告書記入要領

家畜（動物）の種類（品種）	記入要領
ミニチュアホース、ポニー	その他の欄の（）内に馬の種類を記入し、下欄に頭数を記入する。
ミニブタ	月齢に応じて繁殖豚又は子豚の欄に頭数と（）書きでミニブタと記入する。
採卵を目的に飼養している鶏、愛玩（観賞）用、教育（学校動物）用、展示用、実験動物用の鶏、白色レグホン、ウコッケイ、チャボ、シャモ、ロードアイランドレッド、名古屋種など食肉目的以外で飼養する全ての鶏の品種	日齢に応じて採卵鶏の成鶏又は育成鶏の欄に羽数を記入する。 なお、愛玩（観賞）用の場合は羽数記入欄に「愛玩用」と付記してください。
ブロイラー、シャモ、その他食肉目的に飼養している鶏	肉用鶏の欄に羽数を記入する。
あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	その他の欄の（）内に鳥の種類を、下欄に羽数を記入する。
アイガモ（あひるとみなす）	その他の欄の（）内にアイガモと記入し、下欄に羽数を記入する。
ロバ	対象外のため記入・報告不要。
ウサギ	対象外のため記入・報告不要。
モルモット、ネズミ、ハムスター、リス等のげっ歯類	対象外のため記入・報告不要。
ガチョウ、カルガモ、マガモ	対象外のため記入・報告不要。
セキセイインコ、十姉妹、九官鳥、ハト、クジャク、野鳥など上記以外の鳥類	対象外のため記入・報告不要。

家畜伝染病予防法に基づく家畜所有者の[定期の報告]の手引き ～小規模所有者用～

平成 29 年 1 月 26 日 発行（一部改訂版）

編集・発行 東京都家畜保健衛生所

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-19-4

電話 042(524)8001

家畜伝染病予防法に基づく

家畜所有者の[定期の報告]の手引き

～小規模所有者用～

家畜所有者（管理者）の皆様へ

東京都家畜保健衛生所

家畜の所有者は都知事への定期の報告が必要です。

日頃から東京都の家畜衛生関係事業にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、家畜の所有者は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、毎年、農場ごとに、2月1日時点の飼養している家畜の頭羽数及び家畜の飼養衛生管理状況に関し、当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告をすることが義務付けられています。

この報告は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生予防や迅速な防疫措置を適確に実施するために必要な情報を収集し、有事に備えるためのものです。

つきましては、家畜所有者の皆様にはお手をかけますが下記をご参照のうえ、毎年、忘れずに定められた期限までに「定期報告書」の提出をお願いいたします。

記

1 報告の必要がある家畜の所有者

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下、「家畜」という。）の所有者（管理者）は、毎年、下表の区分のとおり定められた報告期限までに報告書を提出する必要があります。

なお、家畜の飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、販売、展示、競技等）にかかわらず、報告対象家畜を1頭（羽）以上所有する全ての者が報告する必要があります。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	毎年6月15日まで

注) 上記以外の飼養する家畜や動物については、報告する必要はありません。

2 報告事項

- (1) 家畜所有者の氏名(名称)及び住所（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者の氏名(名称)及び住所）
- (2) 農場（家畜の飼養場所）の名称（無い場合は記入不要）及び所在地（飼養場所は必ず記載してください。）
- (3) 飼養している家畜の種類及び頭羽数（**2月1日時点の飼養頭羽数**）

飼養する家畜の頭羽数が下記の頭羽数に該当する「小規模所有者」*は、家畜の種類及び頭羽数のみの報告となります。

なお、飼養羽数が小規模所有者に該当しない家畜所有者にあっては、畜舎等の数、飼養衛生管理基準の遵守状況及び同基準を遵守するための措置の実施状況の報告、農場の平面図等の添付書類の提出が必要となりますので「家畜所有者の定期の報告の手引き～小規模所有者以外用～」をご覧ください。

*小規模所有者とは、飼養頭羽数が次の頭羽数に該当する家畜所有者をいいます。

牛、水牛及び馬にあっては 1頭
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては 100羽未満
だちょうにあっては 10羽未満

注1) 2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

注2) 預託牛等、当該農場(飼育場所)以外の場所で飼育している家畜は飼養頭羽数から除く。

(4) 提出書類

定期報告書（様式第14号） 別添

定期報告書の「欄外の注意事項」及び「定期報告書の記入方法に関するQ&A」を参考に、「1.基本情報」について記載して、報告期限までに提出（郵送）してください。

3 報告書の提出(郵送)先及び問い合わせ先

東京都家畜保健衛生所

〒190-0013

東京都立川市富士見町3-19-4

TEL 042-524-8001

4 その他

(1) 報告内容の区市町村長への報告

家畜所有者から報告された内容については、家畜伝染病予防法(第12条の4第2項)の規定により都知事から当該家畜の所在地を管轄する区市町村長に通知します。

(2) 定期報告書の作成について

定期報告書の作成・提出について、疑問点や判らないことがありましたら遠慮無く家畜保健衛生所にご質問、お問い合わせください。

定期報告書の様式や作成の手引きは都庁ホームページからも入手できます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>

(Web 検索エンジンでの検索語：東京都産業労働局、家畜所有者の定期の報告)

定期報告書の記入方法に関する Q&A

Q1： 愛玩用に烏骨鶏、チャボ、ミニブタを飼っています。報告は必要ですか？また記入はどのようにすればいいですか。

A1： 飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、展示、競技等）にかかわらず、対象家畜の所有者は報告が必要です。烏骨鶏、チャボなどは、雌雄区別なく採卵鶏の欄に、日齢に応じて成鶏または育成鶏の欄に所有羽数を記入して下さい。また、食肉目的のシャモ（愛玩、観賞用を除く）の場合は肉用鶏の欄に記入して下さい。

ミニブタは繁殖豚の欄に、月齢別に所有頭数を記入しミニブタである旨も併記してください（表1参照）。

Q2： 農場（飼養場所）が離れた場所に複数あります。報告はどのようにすればいいですか。

A2： 農場（飼養場所）毎に報告書を作成してください。

Q3： 親子で経営しています。報告者等はどちらの名前で書けばよいでしょうか。

A3： 報告は原則、家畜の所有者が行ってください。日常管理をしている人が、所有者と異なる場合は、管理者の氏名、住所の欄に記入してください。

Q4： 「農場の名称」は、特にありません。その場合は、所有者の氏名を記入するのですか？

A4： 「△△農場」、「△△牧場」というような「農場の名称」が特にない場合は、未記入で構いません。ただし、「農場の所在地」欄には家畜の飼養場所の所在地を必ず記入してください。

Q5： 報告書提出後に、所有者または管理者が変更しました。また、飼養頭羽数が増減しました。再度提出が必要ですか。

A5： 変更の都度、報告する必要はありません。次回報告時に新たな所有者、管理者、基準日(2月1日)時点の頭羽数を報告してください。